（様式1）

**倫理委員会審査および付随業務委託に関する契約書**

一般社団法人日本消化器内視鏡学会（以下、「甲」という。）と

（以下、「乙」という。）とは、両者間で以下の各条のとおり契約を締結する。

第1条（委託業務の内容）

乙は甲に対し、「人を対象とする生命科学・医学系研究」のうち、甲の定める「一般社団法人日本消化器内視鏡学会　倫理委員会迅速審査該当研究審査手順書」（以下、「手順書」という）が対象とする研究に関する倫理審査を委託し、甲はこれを受託する。

第2条（審査申請等の手順）

研究課題名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　について、乙は手順書に従い、甲に対し審査申請等を行うものとする。

第3条（審査費用）

　1　乙は、審査に要する手数料として、1案件あたり30,000円（税込）を倫理委員会審査依頼受諾書の受領日から2週間以内に甲に支払うものとする。ただし、乙が本学会主体の研究を行う者である

場合は、この限りではない。

　2　前項の「1案件」の基準は、手順書第10条のとおりとする。

第4条（秘密保持）

甲および乙は、相手方の書面による同意その他正当な理由がない限り、本契約に基づく業務により

知りえたお互いの情報を第三者に開示しないものとする。

第5条（契約の終了）

本契約は、甲の倫理委員会による研究報告書の受領をもって終了する。

第6条（解約）

1　甲は、乙からの倫理審査依頼にかかる研究が、手順書の対象外の研究または甲の倫理委員会に

よる審査が不適当な研究と甲が判断したときは、本契約を解約することができる。

2　甲の求めに対し乙が対応を怠ったまま、6か月が経過した場合は、甲は本契約を終了することが

できる。

3　乙は、甲に事前（倫理委員会審査依頼受諾書発行前）に申し入れることにより、いつでも本契約を解約することができる。

4　本契約が解約された場合には、解約までに成立した契約には影響を及ぼさないものとする。

5　第3項により本契約が解約された場合、甲は、乙に対し、受領済みの審査費用を無利息にて返還するものとする。

6　第4項により本契約が解約された場合、乙は、甲に対し、支払済みの審査費用の返還を求める

ことはできないものとする。

7　第1項および第2項により本契約が解約された場合、乙は、甲に対して、損害賠償の請求をすることができない。

第6条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義のある事項については、その都度信義誠実の原則に従い、両者

協議の上解決するものとする。

第7条（管轄裁判所）

本契約に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とするものとする。

以上、本契約締結を証するため、本書2通を作成し、両当事者それぞれ記名押印の上、

各１通を保有する。

西暦　　　　年　　月　　日

（甲）東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号

新御茶ノ水アーバントリニティビル4階

一般社団法人日本消化器内視鏡学会

理事長　井上　晴洋

（乙）〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　〇〇〇〇〇〇〇〇

2021年6月29日改定